

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

確かめよう  
最低賃金！



長野労働局発表（08 - 11）  
令和8年5月29日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 藤川康廣  
賃金指導官 小野山隆紀  
(代表電話) 026(223)0555

## 最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

《最低賃金違反率は13.0%、最低賃金額の不知は14.0%》

(違反事業場数(50件)に対する割合)

長野労働局（局長：木村 聡）では、最低賃金の履行確保を図るため、例年1月から3月に県内の9労働基準監督署において、最低賃金額の改定により影響を受けると考えられる業種や監督署に寄せられる情報等の中から対象事業場を毎年選定して、集中的な監督指導を実施しており、今回、その結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、今回の結果を踏まえ、引き続き、最低賃金の履行確保を図るための監督指導の実施や最低賃金額の幅広い周知を図ってまいります。

また、賃金の引上げに関する参考情報の提供や業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知、利用促進を行ってまいります。

### 【ポイント】

- 1 令和8年の監督実施事業場数 385事業場（令和7年 372事業場）
- 2 監督実施事業場のうち最低賃金違反事業場 50事業場（13.0%）  
（令和7年 59事業場（15.9%）、2.9ポイント減少） [ 図表1 ]
- 3 違反事業場が最低賃金額以上の額を支払っていなかった理由 [ 図表7 ]
  - 最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが  
賃金の改定をしていなかった 15事業場（30.0%）
  - 賃金を時間額に換算して比較していなかった 8事業場（16.0%）
  - 適用される最賃額を知らなかった 7事業場（14.0%）
- 4 違反事業場における最低賃金未満労働者の内訳  
最低賃金未満労働者 128人のうち
  - 女性が90人（70.3%） [ 図表2 ]
  - 65歳以上が44人（34.4%） [ 図表3 ]
  - いわゆる非正規労働者（パート、アルバイト、契約社員、嘱託等）  
が103人（80.5%） [ 図表4 ]



## 5 監督実施事業場の業種別違反率 [ 図表5]

	違反率	(監督実施事業場数)	(違反事業場数)
○ 卸・小売業	15.5%	( 71)	( 11)
○ 製造業	15.0%	( 80)	( 12)
○ 宿泊業、飲食サービス業	10.6%	(104)	( 11)
○ 生活関連サービス業、娯楽業	6.4%	( 47)	( 3)

## 6 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 [ 図表6]

監督を実施した385事業場のうち、

○改定後の最低賃金額を知っている 371事業場(96.4%)

○適用される最低賃金額を知らない 14事業場(3.6%)

〔内訳・改定後の最低賃金額は知らないが、

最低賃金が適用されることは知っている 12事業場(3.1%)

・最低賃金が適用されることを知らなかった 2事業場(0.5%)

〕

## 【今後の取り組み】

### 1 改定後の最低賃金額についての幅広い周知 [別添 資料1]

- ① 地方自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
- ② JR長野駅前での周知広報活動
- ③ 経営者団体、業種別事業者組合等への傘下事業主向け周知要請
- ④ 周知用ポスターデザインコンテスト、表彰式の開催
- ⑤ 県内で複数の店舗を展開している小売業(スーパーマーケット等)へのポスター掲示依頼
- ⑥ 違反事業場に対する最低賃金改定額のポスター、リーフレット等の送付

### 2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金額の改定により影響を受ける業種や各種情報から問題がうかがわれる事業場に対する監督指導の実施

### 3 賃金引上げに関する参考情報の提供や業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知、利用促進 [別添 資料2~4]

## 【資料】

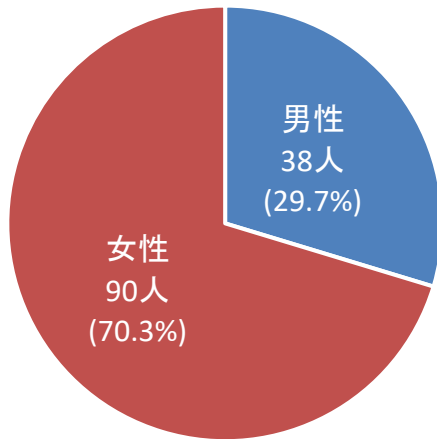
- 1 「長野県の最低賃金」リーフレット
- 2 「賃金引上げ特設ページ」リーフレット
- 3 「賃上げ支援助成金パッケージ」リーフレット
- 4 「令和8年度業務改善助成金のご案内」リーフレット



図表1 監督指導結果

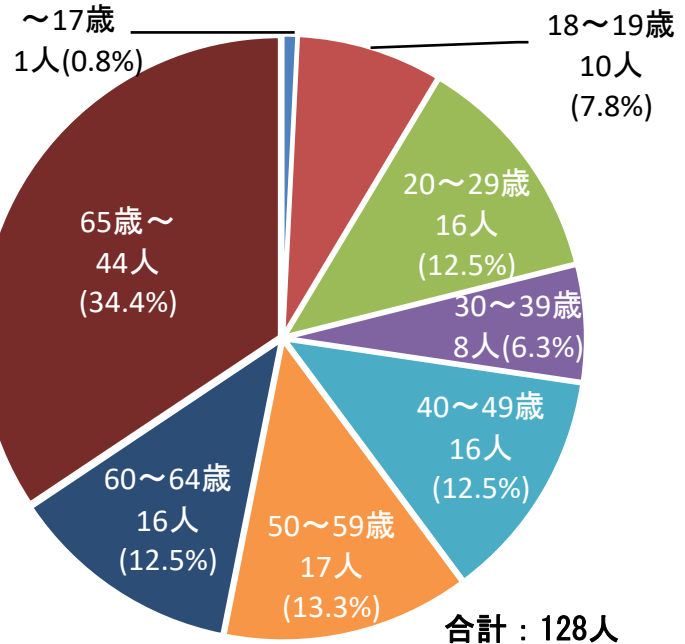
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
監督実施事業場数	280	324	334	372	385
最低賃金違反事業場数	38	59	57	59	50
<b>違反率</b>	<b>13.6%</b>	<b>18.2%</b>	<b>17.1%</b>	<b>15.9%</b>	<b>13.0%</b>
監督実施事業場の労働者数	2,946	2,746	3,792	4,388	4,188
違反事業場における最低賃金未滿労働者数	115	106	147	127	128
長野県最低賃金額	877	908	948	998	1061
引上額	28	31	40	50	63
改定日	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.3

図表2 男女別最低賃金未滿の労働者数

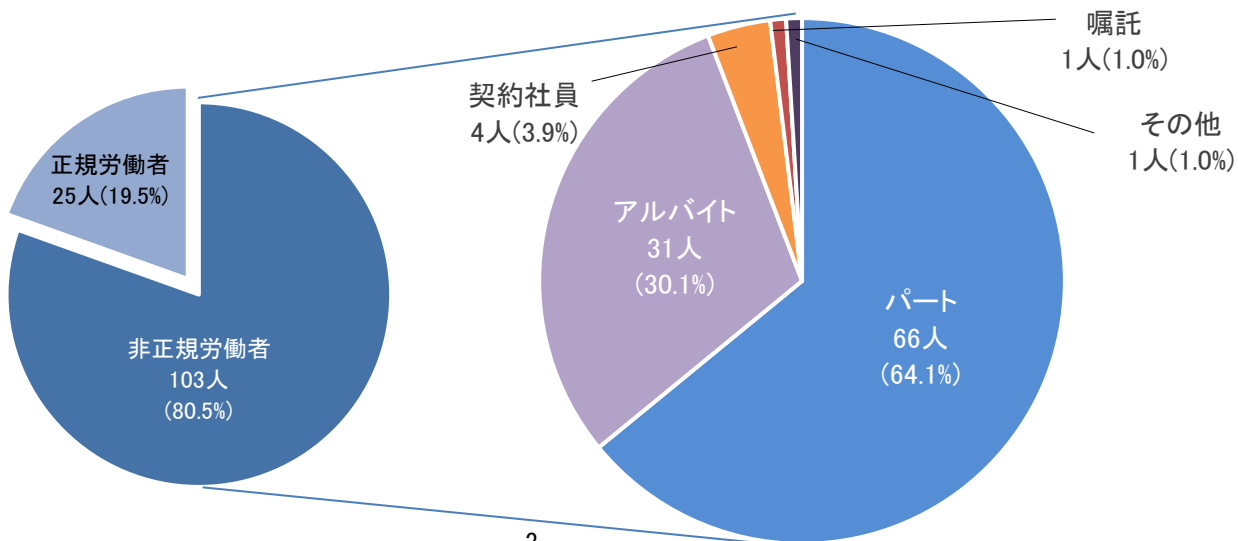


合計：128人  
 (監督対象全労働者数(4,188人)  
 の割合：3.1%)

図表3 年齢階層別最低賃金未滿の労働者数



図表4 最低賃金未滿労働者 勤務形態別内訳



**図表5 監督実施事業場の業種別違反率**

業種	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率
卸売業、小売業	71	11	15.5%
製造業	80	12	15.0%
宿泊業、飲食サービス業	104	11	10.6%
生活関連サービス業、娯楽業	47	3	6.4%
その他	83	13	15.7%
合計	385	50	13.0%

**図表6 監督実施事業場の最低賃金に対する認識**

認識	事業場数	割合
改定後の最低賃金額を知っている	371	96.4%
適用される最低賃金額を知らない	14	3.6%
改定後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	12	3.1%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	2	0.5%

（注） 割合は、監督実施事業場数（385）に対する割合（%）である。

**図表7 違反事業場が最低賃金額以上を支払っていなかった理由（複数回答）**

理由	事業場数	割合
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	15	30.0%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	8	16.0%
適用される最賃額を知らなかった。	7	14.0%
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった。	2	4.0%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	2	4.0%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	2	4.0%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	1	2.0%
その他	20	40.0%

（注1） 割合は、違反事業場数（50）に対する割合（%）である。

（注2） 複数回答のため、事業場数の合計は違反事業数（50）を超え、割合も100%を超える。